

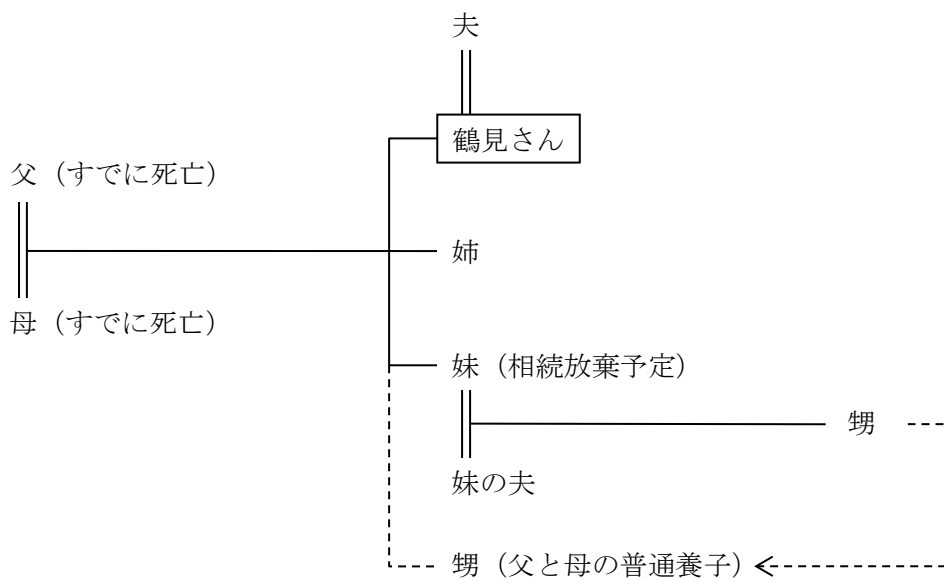
問 1

次の設例に基づき、相続の概要に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

東京都内で飲食店を営んでいる鶴見玲子さん（以下「鶴見さん」という）は将来の相続対策について検討している。鶴見さんの2024年12月末現在の親族関係図等は以下のとおりである。なお、鶴見さんおよびその親族等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、鶴見さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 父および母は、2010年5月に甥を普通養子としている。
- ・ 妹は、鶴見さんの相続について、相続の放棄をする予定である。

(問題 1)

(設問A) 2024年12月末に鶴見さんの相続が開始し、妹が相続の放棄をした場合、鶴見さんの相続に係る甥の民法上の法定相続分として、正しいものはどれか。

1. 2/9
2. 1/6
3. 1/8
4. 1/12

## (問題2)

(設問B) 2024年12月末に鶴見さんの相続が開始し、妹が相続の放棄をした場合、鶴見さんの相続に係る相続税の総額等を計算するうえでの甥の法定相続分として、正しいものはどれか。

1. 1/6
2. 1/8
3. 1/9
4. 1/12

## (問題3)

(設問C) 鶴見さんの公正証書遺言および生前贈与により、以下のとおり各相続人等が財産を取得した場合、夫が他の相続人等に対して金銭の支払いを請求することができる遺留分侵害額に相当する金額として、正しいものはどれか。なお、鶴見さんの財産は当該公正証書遺言書に記載されている財産以外にはなく、妹は相続の放棄をするものとする。また、生前贈与は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って行った贈与ではない。

取得者	遺贈により取得した財産の価額	生前贈与により取得した財産の価額	備考
夫	35,000千円	—	
姉	28,000千円	35,000千円	(注1)
妹	—	10,000千円	(注2)
合計	63,000千円	45,000千円	

(注1) 生前贈与により取得した財産の価額は、2020年12月に、生計の資本として贈与を受けた金銭の価額である。

(注2) 生前贈与により取得した財産の価額は、2019年12月に、生計の資本として贈与を受けた金銭の価額である。

1. 1,750千円
2. 5,500千円
3. 14,000千円
4. 19,000千円

**(問題4)**

(設問D) 特別受益に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続の放棄をした者が被相続人から贈与や遺贈を受けていたとしても、その贈与財産や遺贈財産は、特別受益の持戻しの対象とならない。
2. 民法上の相続分（具体的相続分）の計算上、特別受益の持戻しの対象となる生前贈与は、相続開始前7年以内の贈与に限られる。
3. 民法上、特別受益の持戻し免除の意思表示をする方法は特に定められておらず、遺言によっても行うことができる。
4. 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が他方に対し、その居住用不動産を贈与や遺贈をした場合、その贈与や遺贈については特別受益の持戻し免除の意思表示がなくても、その意思表示をしたものと推定される。

**(問題5)**

(設問E) 相続により取得した土地を手放す方法について述べた次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続により取得した土地を第三者へ寄附する場合、その土地の管理が困難で利用価値が低いときは、寄附を受け入れる相手方を探すことが困難な場合がある。
2. 相続により取得した土地を相続税の申告期限内に国や地方公共団体へ寄附をした場合、その寄附をした土地は相続税の課税対象とならない。
3. 相続により取得した土地を売却する場合、遺産分割協議によりその土地を取得する者が確定していなければならない。
4. 相続により取得した土地について相続土地国庫帰属制度を利用する場合、その土地が複数あるときは、当該制度の承認申請をする土地を選択することができる。

**(問題6)**

(設問F) 相続土地国庫帰属制度（以下「本制度」という）について述べた次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 土地が共有である場合、相続によって持分を取得した相続人を含む共有者全員が共同で行うときであっても、本制度の承認申請をすることはできない。
2. 土地に建物が存する場合、本制度の承認申請をすることはできない。
3. 本制度は、本制度の施行日より前に相続等によって取得した土地も対象となる。
4. 国庫帰属が承認された土地について、負担金の額の通知を受けた日から30日以内に負担金を納付しない場合、国庫帰属の承認は、その効力を失う。

**(問題7)**

(設問G) 配偶者居住権に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、それぞれの要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 配偶者居住権の目的となっている居住建物の所有者は、配偶者居住権を取得した者に対して、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。
2. 配偶者居住権を取得した者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、当該居住建物を改築することはできない。
3. 被相続人が相続開始の時に居住している建物を配偶者以外の者と共有していた場合であっても、配偶者は配偶者居住権を取得することができる。
4. 配偶者居住権を有する者は、配偶者居住権の存続期間において、配偶者居住権を譲渡することができない。

**(問題8)**

(設問H) 遺贈に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 遺贈の放棄について、特定受遺者はいつでも遺贈の放棄をすることができるが、包括受遺者は自己のために包括遺贈があったことを知った時から3ヵ月以内に放棄の申述をする必要がある。
2. 包括受遺者は、被相続人に債務がある場合、その包括遺贈の割合に応じて被相続人の債務も承継する。
3. 特定遺贈の履行をする義務を負う者は、受遺者に対し、相当の期間を定めて、遺贈の承認または放棄をすべき旨の催告をすることができ、受遺者がその期間内に意思を表示しないときは、遺贈を放棄したものとみなされる。
4. 特定受遺者が遺贈の放棄をする場合、その方式に定めはない。

## 問2

遺言および成年後見制度等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題9)

(設問A) 自筆証書遺言および公正証書遺言に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 公正証書遺言書の作成において、遺言者が署名することができない場合、証人がその理由を付記し、押印することによって、遺言者の署名に代えることができる。
2. 公正証書による遺言をした遺言者の生存中に、公証役場に対して遺言検索の申出をすることができるのは、遺言者本人に限られている。
3. 封印のある自筆証書遺言書の検認では、家庭裁判所において相続人等の立会いがなければ、開封することができない。
4. 自筆証書遺言書の保管を法務局（遺言書保管所）に申請する場合、遺言書は、法務省令で定める様式に従って作成した無封のものでなければならない。

## (問題10)

(設問B) 遺言書の記載事項に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 遺言によって推定相続人を廃除する意思表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならない。
2. 未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言によって未成年後見人を指定することができる。
3. 遺言者は、遺言によって、終身の間ではない有期の配偶者居住権の存続期間を定めることができる。
4. 遺言によって生命保険契約の保険金受取人を相続人以外の者に変更をした場合、その遺言が効力を生じた後、変更後に保険金受取人となった者がその旨を保険会社に通知すれば、保険金受取人の変更を当該保険会社に対抗することができる。

## (問題 1 1)

(設問C) 所有者不明土地の発生を予防するため不動産登記制度が見直され、2024年4月1日から相続登記の申請が義務化されている。相続登記の申請の義務化に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 賃借権や抵当権など所有権以外の権利に関する事項は、相続登記の申請の義務化の対象となっていない。
2. 相続登記の申請の義務がある者が、正当な理由なく相続登記の申請を怠った場合であっても、罰則はない。
3. 2024年4月1日より前に相続が開始したことにより取得した土地については、相続登記がされていない場合であっても、相続登記の申請の義務化の対象となっていない。
4. 共同相続人が相続によって土地を取得したことを知ってから3年以内に遺産分割協議が成立しなかった場合、共同相続人はその土地について遺産分割が確定した日から3年以内に相続登記の申請をすればよく、未分割である期間については相続登記の申請の義務はない。

## (問題 1 2)

(設問D) 遺言執行者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 遺言により遺言執行者として指定された者に、その就職を承諾する義務はない。
2. 遺言執行者が選任されている場合、相続人が遺言に反して相続財産を処分した行為は、原則として無効となる。
3. 遺言執行者がその任務を怠ったときは、相続人等の利害関係人は、家庭裁判所に遺言執行者の解任を請求することができる。
4. 遺言者の相続人であれば、破産者であっても遺言者の指定により遺言執行者になることができる。

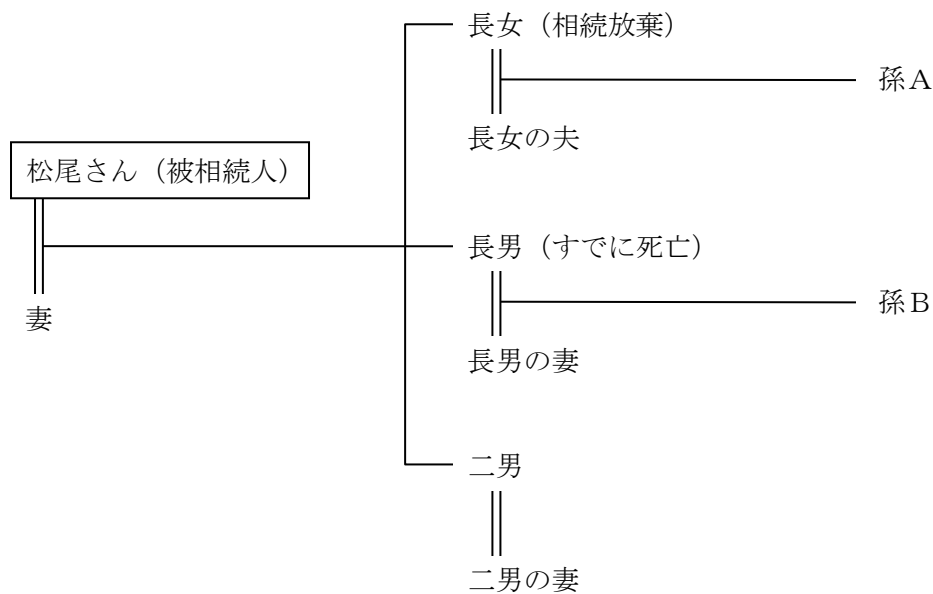
問3

次の設例に基づき、相続税の仕組みと課税財産に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

松尾浩一さん（以下「松尾さん」という）は、2024年10月8日に東京都内の病院で死亡した。松尾さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、松尾さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、松尾さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・ 長女は、松尾さんの相続について、相続の放棄をしており、遺贈によっても財産を取得していない。
- ・ 妻、二男、孫Aおよび孫Bはいずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。

## (問題 1 3)

(設問A) 松尾さんの死亡により、生命保険契約に基づき、相続人等は以下の死亡保険金を一時金で受け取った。妻が受け取った死亡保険金のうち、妻の相続税の課税価格に算入される金額（生命保険金の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、計算過程で端数が生じた場合、千円未満を切り捨てるものとする。

区分		保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	金額
Y A 保険	死亡保険金	松尾さん	松尾さん	妻	25,000千円
Y B 保険				長女	10,000千円
Y C 保険				二男	10,000千円
Y D 保険				孫A	5,000千円
Y E 保険				孫B	5,000千円

1. 12,500千円
2. 15,000千円
3. 15,625千円
4. 15,910千円

## (問題 1 4)

(設問B) 妻は、松尾さんの死亡により、松尾さんが勤務していた会社から、以下の退職手当金等を受け取った。これらの金額のうち、相続財産とみなされて退職手当金等として妻の相続税の課税価格に算入される金額（退職手当金等の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、松尾さんの死亡時の賞与以外の普通給与は月額500千円であり、松尾さんの死亡は業務上の死亡ではない。

区分	金額	備考
退職手当金	23,000千円	退職金規程に基づくものであり、2024年11月5日に支給額が確定し、2024年11月25日に支払われた。
弔慰金	3,500千円	弔慰金規程に基づくものであり、実質的に退職手当金に該当する部分はなく、2024年11月25日に支払われた。

1. 3,000千円
2. 3,500千円
3. 6,500千円
4. 8,500千円



(問題 15)

(設問C) 松尾さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務および葬式費用に関連するものは以下のとおりであり、相続人が負担した金額は、いずれも相続または特定遺贈により取得した財産の価額の範囲内であった。松尾さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務控除をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。

内容	金額	負担者	備考
固定資産税	200千円	長女	(注1)
準確定申告の所得税	350千円	二男	(注2)
墓地購入費用	1,000千円	妻	(注3)
お布施・戒名料	800千円	妻	(注4)
葬式費用	1,500千円	妻	(注4、注5)

(注1) 2024年度分の固定資産税のうち、相続開始時に未納となっている第3期分および第4期分の合計額である。

(注2) 相続人の責めに帰すべき事由により期限後申告となったことに伴い納付した無申告加算税10千円が含まれている。

(注3) 妻が相続開始後に購入したものである。

(注4) 松尾さんの職業、財産その他の事情に照らして相当であると認められる金額である。また、お布施は、告別式に当たり僧侶へ支払ったものである。

(注5) 妻は香典収入250千円を取得し、その全額を葬式費用の支払いに充てている。なお、葬式費用には四十九日法要に要した費用150千円が含まれている。

1. 2,490千円
2. 2,640千円
3. 2,690千円
4. 3,850千円

## (問題16)

(設問D) 被相続人が配偶者に対して以下のとおり贈与をした後、2031年5月に死亡した場合、配偶者の相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額の合計額として、正しいものはどれか。なお、配偶者は、贈与時および相続開始時のいずれの時においても居住無制限納税義務者であり、被相続人から相続により財産を取得し、相続税の申告義務がある。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

贈与年月	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	備考
2024年 4月	有価証券	4,000千円	—
2024年10月	有価証券	6,000千円	—
2027年11月	有価証券	3,000千円	—
2029年 8月	現金	1,500千円	—
2030年 2月	現金	800千円	(注)

(注) この贈与について、贈与税の基礎控除額の範囲内であったため、贈与税の申告および納付はしていない。

1. 2,300千円
2. 9,500千円
3. 10,300千円
4. 11,300千円

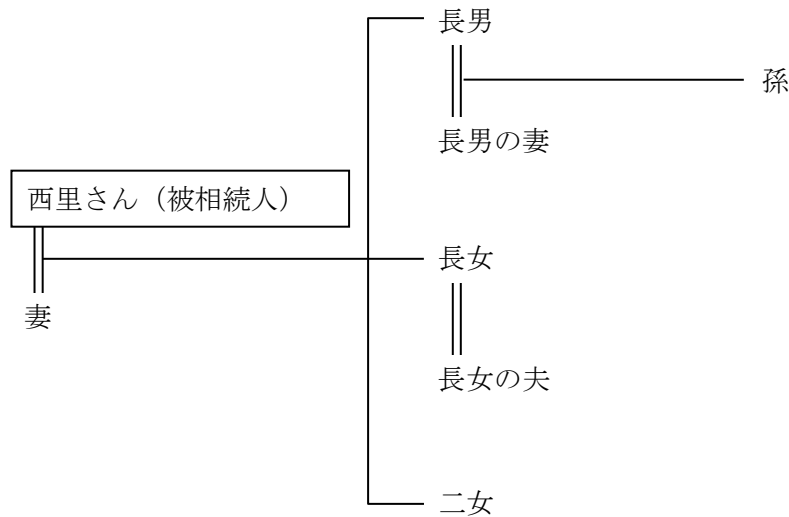
問4

次の設例に基づき、小規模宅地等の特例（以下「本特例」という）に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

西里雄太さん（以下「西里さん」という）は、2024年11月20日に東京都内の自宅で死亡した。西里さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、西里さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、西里さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・ 妻、長男、長女および二女は、いずれも相続により財産を取得している。

## [相続開始時における不動産の状況]

相続人が相続により取得した宅地等	相続開始直前の宅地等の状況等
西里さんの自宅の敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>西里さんの自宅は、西里さん夫婦および二女の居住の用に供されている。</li> </ul>
長男の自宅の敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>長男の自宅は、長男、長男の妻および孫の居住の用に供されている。</li> <li>長男の自宅の所有者は長男である。</li> <li>敷地は、西里さんから使用貸借により借り受けている。</li> <li>長男、長男の妻および孫は、西里さんと生計を一にしていない。</li> </ul>
店舗の敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗は、二女が事業主である小売業の用に供されている。</li> <li>店舗は、二女が西里さんから使用貸借により借り受けている。</li> <li>二女は、西里さんと生計を一にしている。</li> </ul>
賃貸用ビルの敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸用ビルは、完成時から第三者へ適正賃料で賃貸されている。</li> <li>西里さんは、相続開始の4年前に賃貸用ビルを建設し新たに不動産賃貸業を開始しており、西里さんが所有する賃貸用ビルはこの1棟のみである。</li> </ul>
月極駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者へ適正賃料（駐車場使用料）で賃貸されている。</li> <li>西里さんは、相続開始の3年前から駐車場の賃貸を開始している。</li> <li>アスファルト舗装等の構築物は設置されていない。</li> </ul>

(注) 長男の自宅を除き、建物の所有者は西里さんである。

## (問題 17)

(設問A) 相続人が西里さんから相続により宅地等を取得し、当該宅地等について本特例を選択する場合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、建物を取得する者はその敷地を取得する者と同じであるものとし、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。

- 二女が西里さんの自宅の敷地を取得した場合、二女が相続税の申告期限前に転居して西里さんの自宅が二女の居住の用に供されなくなっても、二女は本特例の適用を受けることができる。
- 長男が長男の自宅の敷地を取得した場合、長男は本特例の適用を受けることができる。
- 二女が店舗の敷地を取得した場合、二女が相続税の申告期限前に小売業を廃業しても、二女は本特例の適用を受けることができる。
- 長女が賃貸用ビルの敷地を取得した場合、長女が相続税の申告期限までに不動産賃貸業を引き継ぎ、その申告期限まで当該不動産賃貸業を行っているときは、長女は本特例の適用を受けることができる。

(問題 18)

(設問B) 妻が西里さんから相続により次の宅地等を取得した場合、妻の相続税の課税価格に算入すべき価額として、正しいものはどれか。なお、本特例については、妻の相続税の課税価格に算入すべき価額が最も少なくなるように選択して適用を受けるものとする。また、建物を取得する者は妻であり、他の相続人の本特例の選択は考慮しないものとし、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。

妻が相続により取得した宅地等	地積	相続開始時の相続税評価額	宅地の状況等
西里さんの自宅の敷地	231m <sup>2</sup>	114,345千円	相続開始直前の宅地等の状況等は、設例のとおりであるものとする。
賃貸用ビルの敷地	300m <sup>2</sup>	135,000千円	
月極駐車場	200m <sup>2</sup>	100,000千円	

(注) 貸付事業用宅地等がある場合の本特例に係る限度面積の算式

$$I \times \frac{200}{400} + II \times \frac{200}{330} + III \leq 200 \text{ m}^2$$

- I : 特定事業用宅地等の面積
- II : 特定居住用宅地等の面積
- III : 貸付事業用宅地等の面積

1. 212,869千円
2. 242,869千円
3. 244,369千円
4. 257,869千円

## (問題 19)

(設問C) 西里さんの相続（以下「1次相続」という）が開始した後、妻の相続（以下「2次相続」という）が開始した。2次相続に係る相続人等が相続等により次の宅地を取得し、特定居住用宅地等として本特例を選択する場合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、2次相続により相続人等が取得する宅地の状況等は以下のとおりとし、2次相続開始直前の相続人等関係図は<設例>のとおりであるものとする。また、建物を取得する者はその敷地を取得する者と同じであるものとし、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。

[2次相続により相続人等が取得する宅地の状況等]

2次相続により相続人等が取得した宅地	2次相続開始直前の宅地の状況	備考
妻の自宅の敷地	妻の自宅は、妻の居住の用に供されている。	妻の自宅および妻の自宅の敷地は、妻が1次相続により取得したものである。

[2次相続開始直前の相続人等の状況]

長男	長男の自宅（長男が所有）に居住している。
孫	長男の自宅（長男が所有）に居住している。
長女	長女の夫の自宅（長女の夫が所有）に居住している。
二女	1次相続後に妻の自宅から転居し、第三者が所有する賃貸マンションに居住している。 2次相続開始前のいずれの時点においても家屋を所有していたことはない。

1. 長男が妻の自宅の敷地を取得する場合、長男が相続税の申告期限までに当該妻の自宅を長男の居住の用に供したときは、長男は本特例の適用を受けることができる。
2. 孫が特定遺贈により妻の自宅の敷地を取得する場合、孫が相続税の申告期限までに当該妻の自宅を孫の居住の用に供したときは、孫は本特例の適用を受けることができる。
3. 長女が妻の自宅の敷地を取得する場合、長女が相続税の申告期限までに当該妻の自宅を長女の居住の用に供しても、長女は本特例の適用を受けることができない。
4. 二女が妻の自宅の敷地を取得する場合、二女が相続税の申告期限までに当該妻の自宅を二女の居住の用に供していないときは、二女は本特例の適用を受けることができない。

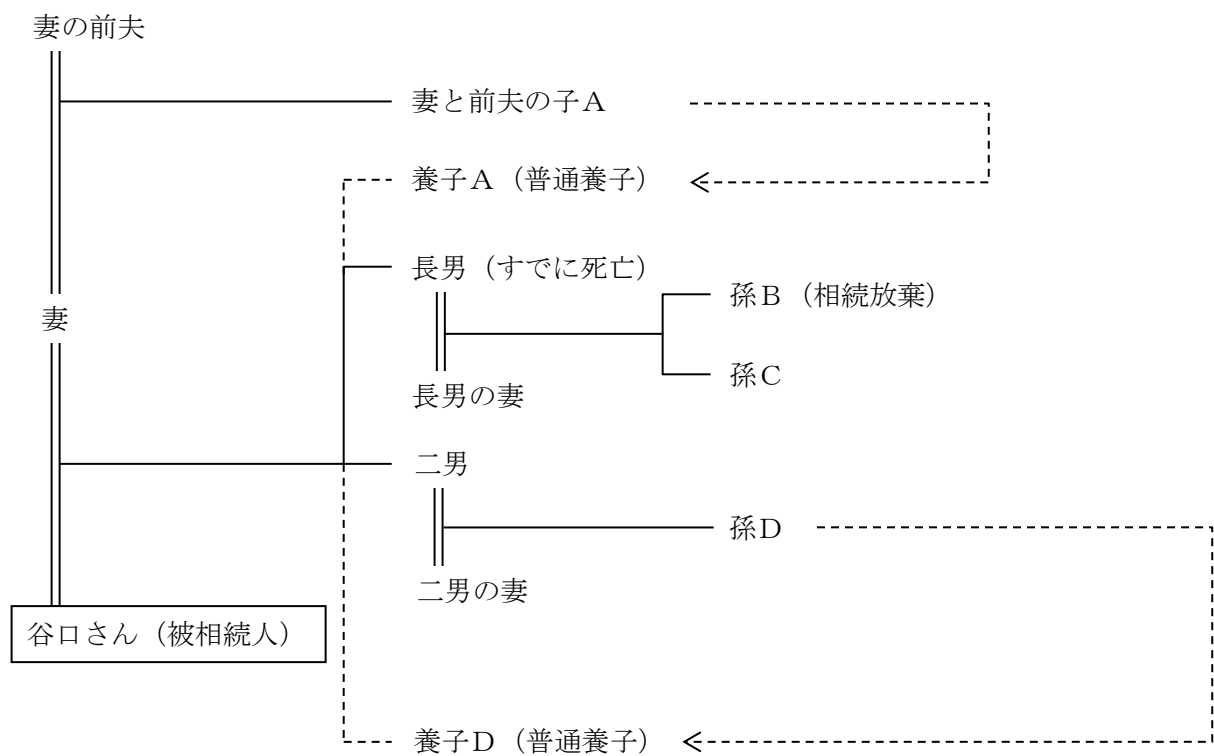
問5

次の設例に基づき、相続税の総額等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

谷口正さん（以下「谷口さん」という）は、2024年6月2日に大阪府内の病院で死亡した。谷口さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、谷口さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、谷口さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・ 谷口さんは、1985年8月に妻と前夫の子Aを普通養子としている。
- ・ 谷口さん夫婦は、2018年3月に孫Dを普通養子としている。
- ・ 孫Bは、谷口さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・ 妻、二男、養子A、養子D（孫D）、孫B、孫Cはいずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。

## &lt;相続税の速算表&gt;

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
10,000千円 以下		10%	—
10,000千円 超	30,000千円 以下	15%	500千円
30,000千円 超	50,000千円 以下	20%	2,000千円
50,000千円 超	100,000千円 以下	30%	7,000千円
100,000千円 超	200,000千円 以下	40%	17,000千円
200,000千円 超	300,000千円 以下	45%	27,000千円
300,000千円 超	600,000千円 以下	50%	42,000千円
600,000千円 超		55%	72,000千円

## (問題20)

(設問A) 谷口さんの相続に係る相続税における遺産に係る基礎控除額として、正しいものはどれか。

1. 48,000千円
2. 54,000千円
3. 60,000千円
4. 66,000千円

## (問題21)

(設問B) 谷口さんの相続に係る相続税の課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）が480,000千円であった場合、相続税の総額として、正しいものはどれか。

1. 119,000千円
2. 122,000千円
3. 125,000千円
4. 130,200千円



**(問題 2 2)**

(設問C) 谷口さんの相続に係る相続税の計算上、相続税額の2割加算の対象となる者として、最も適切なものはどれか。

1. 養子A、養子D (孫D)、孫Bおよび孫C
2. 養子D (孫D) および孫B
3. 養子D (孫D) のみ
4. 孫Bのみ

**(問題 2 3)**

(設問D) 相次相続控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、被相続人の相続開始前10年以内に開始した相続を「1次相続」、被相続人に係る相続を「2次相続」という。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続の放棄をした者および相続権を失った者であっても、遺贈により取得した財産がある場合、相次相続控除の適用を受けることができる。
2. その者の相次相続控除額が算出相続税額を超える場合、その超える部分の金額については還付を受けることができない。
3. 相次相続控除額の計算上、2次相続に係る被相続人が1次相続の際に課せられた相続税額には、その2次相続に係る被相続人が1次相続の相続税額について納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額は含まれない。
4. 2次相続に係る被相続人が、1次相続において配偶者に対する相続税額の軽減の適用により相続税額が算出されなかった場合、2次相続において、相次相続控除の適用を受けることができない。



## 問6

相続税の申告および納付等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題24)

(設問A) 相続税の物納に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続税額を超える価額の不動産（棚卸資産ではない）を物納した場合において、金銭により還付されるその不動産の超過物納部分については、譲渡所得として所得税の課税対象となる。
2. 物納による相続税の納付は、物納の許可があった時点でその納付の効力が生じる。
3. 物納に充てることができる財産のうち、不動産は、第1順位とされている。
4. 相続時精算課税制度の適用を受けた生前贈与財産は、物納に充てることができない。

## (問題25)

(設問B) 相続税の連帯納付義務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 遺贈により財産を取得した相続人以外の者は、同一の被相続人から財産を取得した相続人が納付すべき相続税について連帯納付の義務を負わない。
2. 相続税の申告期限から5年以内に、税務署長等が連帯納付義務者に対して納付すべき金額等を記載した納付通知書を送付していない場合、その者は納付すべき相続税額について連帯納付の義務を負わない。
3. 相続税の延納の許可を受けた納税義務者が分納税額を滞納した場合、他の共同相続人は、その滞納に係る分納税額について連帯納付の義務を負わない。
4. 相続税の連帯納付義務者に対して納付通知書が送付され、一定期間内にその通知に係る相続税額が完納されない場合、その連帯納付義務者に対して督促状が送付される。

**(問題 26)**

(設問C) 所得税の準確定申告等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 確定申告書を提出すべき者（被相続人）が、当該申告書を提出せずに死亡した場合、その者の相続人は、原則として、相続の開始があった日の翌日から4ヵ月を経過した日の前日までに、その被相続人に係る準確定申告書を提出しなければならない。
2. 被相続人に係る準確定申告書を提出しなければならない相続人が2人以上いる場合、各相続人が被相続人に係る準確定申告書を、他の相続人の氏名を付記して別々に提出することはできない。
3. 被相続人の死亡した年分の準確定申告について、扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかは、その年の1月1日から死亡の日までの当該親族等の合計所得金額により判定する。
4. 2024年分の確定申告書を提出すべき者が、その提出をしないまま2025年3月10日に死亡し、2025年分の確定申告書についても提出をすべき場合、その相続人が提出すべき2024年分および2025年分の準確定申告書の提出期限は同じ日となる。

**(問題 27)**

(設問D) 相続により取得した財産の全部が相続税の申告期限までに共同相続人間で未分割である場合の相続税等の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、配偶者に対する相続税額の軽減および小規模宅地等の特例の適用要件を満たしているものとする。

1. 未分割である財産については、各共同相続人が民法の規定に従った相続分（寄与分を除く）の割合により、その財産を取得したものとして相続税の課税価格を計算する。
2. 相続税の申告期限から3年以内に分割を行ったうえで配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けようとする者は、当初に提出する相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付しなければならない。
3. 小規模宅地等の特例は、相続税の申告期限から3年以内に分割された宅地等について、適用を受けることはできない。
4. 未分割である不動産から生じる賃料収入は、各共同相続人にその相続分に応じて帰属するため、所得税の計算上、その後分割が確定した場合であっても、未分割であった期間中の不動産所得の帰属には影響を与えない。

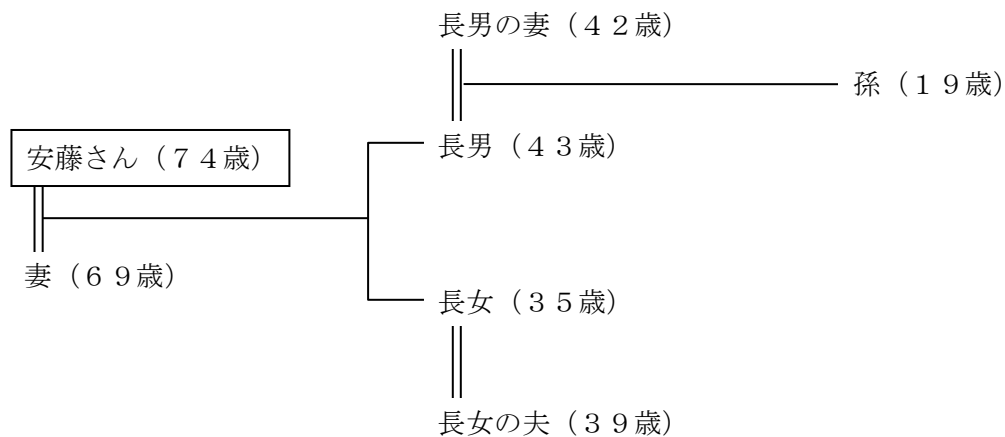
問7

次の設例に基づき、贈与税および相続時精算課税制度に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、贈与税額については、納付すべき税額が最も少なくなるように計算してください。

<設例>

安藤好夫さん（以下「安藤さん」という）とその親族は、財産の贈与について検討している。安藤さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、安藤さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、安藤さんおよびその親族が所有する財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 年齢は2024年1月1日現在のものである。

<贈与税の速算表>

(イ) 18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
2,000千円 以下	10%	—
2,000千円 超 4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超 6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超 10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超 15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超 30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超 45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超	55%	6,400千円

(ロ) 上記 (イ) 以外の場合 (一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超	4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超		55%	4,000千円

(問題28)

(設問A) 孫が2024年12月の誕生日に以下の贈与を受けた場合、孫が納付すべき2024年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、孫は相続時精算課税制度を選択せず、直系尊属から贈与を受けた場合の各種非課税の特例の適用を受けないものとする。

贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額
安藤さん	上場株式	3,880千円
長男	現金	1,000千円
長女の夫	現金	1,220千円

1. 700千円
2. 730千円
3. 820千円
4. 850千円

(問題 29)

(設問B) 長女が以下の財産の贈与を受けた場合、長女が納付すべき2024年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、長女はいずれの贈与についても相続時精算課税制度を選択するものとする。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	贈与時の通常の 取引価格(時価)	備考
2024年 9月	安藤さんの妻	現金	25,500千円	25,500千円	(注)
2024年10月	安藤さん	上場株式	29,500千円	30,000千円	

(注) 長女は、いずれの贈与についても、初めて相続時精算課税制度を選択している。

1. 680千円
2. 780千円
3. 782千円
4. 1,000千円

(問題 30)

(設問C) 「贈与税の配偶者控除」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 2024年中に配偶者から居住用不動産の贈与を受けた後、同年中にその配偶者の死亡により相続財産を取得した場合、その居住用不動産について本特例の適用を受けることはできず、その居住用不動産の価額を相続税の課税価格に加算しなければならない。
2. 2024年中に配偶者から居住用不動産の持分の贈与を受け、本特例の適用により15,000千円が控除された場合、その翌年にさらに同一配偶者から居住用不動産の残りの持分の贈与を受けたときは、5,000千円を限度とし、本特例の適用を受けることができる。
3. 本特例の適用要件の一つである婚姻期間が20年以上であるかどうかは、婚姻の届出があった日から本特例の対象となる贈与があった年の1月1日までの期間により計算する。
4. 本特例の適用対象となる贈与財産は、日本国内にある居住用不動産や居住用不動産を取得するための金銭であり、日本国外にある居住用不動産は対象とならない。

## (問題31)

(設問D) 孫は、安藤さんの妻から2024年7月に初めて10,000千円の教育資金の贈与を受けた。「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。

1. 孫が2024年7月の贈与について本特例の適用を受けた後、2024年中に安藤さんから4,000千円の教育資金の贈与を受けた場合、この4,000千円についても本特例の適用を受けることができる。
2. 孫が30歳に達したことにより教育資金管理契約が終了し、その後安藤さんの妻が死亡した場合において、本特例の適用を受けて贈与税の課税価格に算入されなかった価額は、安藤さんの妻に係る相続税の課税価格に算入される。
3. 教育資金管理契約の終了の日までの間に安藤さんの妻が死亡した場合において、安藤さんの妻に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、孫が23歳未満であっても、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額は、安藤さんの妻に係る相続税の課税価格に算入される。
4. 孫の2023年分の合計所得金額が10,000千円を超える場合、本特例の適用を受けることができない。



(問題 3 2)

(設問 E) 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下「本特例」という)に関する次の記述の空欄(ア)～(エ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、贈与を受けた時期は2024年11月とし、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

本特例は、父母や祖父母などの直系尊属から住宅用家屋の取得などのための資金(住宅取得等資金)の贈与を受けた場合、一定の要件の下、非課税限度額までの金額について贈与税を非課税とする特例である。

例えば、55歳の直系尊属から贈与を受けた場合、本特例の適用(ア)となり、贈与を受けた年分の受贈者の合計所得金額が25,000千円である場合、本特例の適用(イ)となる。

また、例えば、受贈者が取得した住宅用家屋の床面積の5分の3に相当する部分が受贈者の居住の用に供される場合、本特例の適用(ウ)となり、受贈者が贈与を受けた年の翌年の12月15日に住宅用家屋を取得し、受贈者の居住の用に供した場合、本特例の適用(エ)となる。

1. (ア) 対象外 (イ) 対象 (ウ) 対象外 (エ) 対象外
2. (ア) 対象外 (イ) 対象外 (ウ) 対象 (エ) 対象
3. (ア) 対象 (イ) 対象 (ウ) 対象外 (エ) 対象
4. (ア) 対象 (イ) 対象外 (ウ) 対象 (エ) 対象外

(問題 3 3)

(設問 F) 贈与税の申告と納付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 贈与税の申告書を提出すべき者が、納税管理人の届出をしたうえで日本国内に住所および居所を有しないこととなる場合、その有しないこととなる日までに贈与税の申告書を提出しなければならない。
2. 贈与税の納付について、延納制度はあるが、物納制度はない。
3. 財産を贈与した者は、受贈者の納付すべき贈与税額のうち一定の金額を限度として、連帯納付の義務を負う。
4. 贈与税の申告書を提出すべき者が、その提出期限前に贈与税の申告書を提出しないで死亡した場合、その相続人または包括受遺者は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内に贈与税の申告書を提出しなければならない。



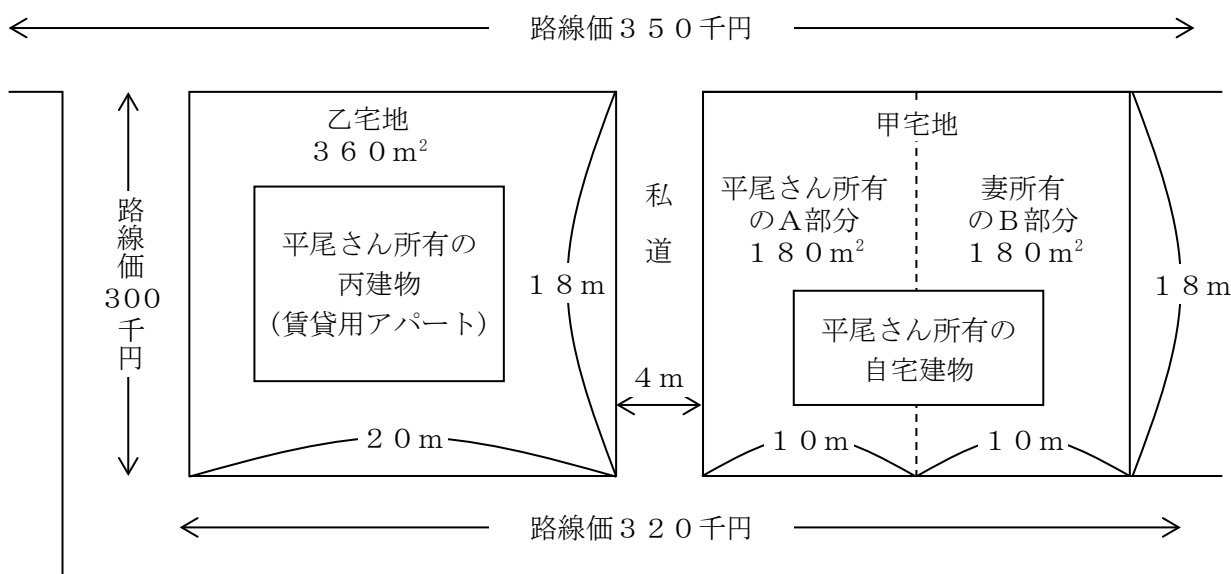
問8

次の設例に基づき、不動産の相続税評価に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

平尾伸夫さん（以下「平尾さん」という）は、2024年6月15日に死亡した。平尾さんの相続開始時の不動産の状況等は以下のとおりである。なお、平尾さんの相続に係る相続人は、妻および長女の2人である。また、各設問間に関連はないものとする。

[不動産の状況]



- ・ 地区区分 普通商業・併用住宅地区
- ・ 奥行価格補正率（奥行距離12m以上32m未満） 1.00
- ・ 側方路線影響加算率 角地0.08 準角地0.04
- ・ 二方路線影響加算率 0.05
- ・ 間口狭小補正率（間口距離4m以上6m未満） 0.97
- ・ 奥行長大補正率（奥行距離÷間口距離 4以上5未満） 0.98
- ・ その他の補正率については、考慮しないものとする。
- ・ 借地権割合60%
- ・ 借家権割合30%
- ・ 甲宅地は、A部分およびB部分の2筆からなる宅地であり、借地権の設定に際して権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。
- ・ 甲宅地のB部分は妻が所有しており、平尾さんはB部分を妻から使用貸借により借り受け、自己の所有するA部分と一体として自宅建物の敷地の用に供されている。なお、自宅建物は平尾さんおよび妻の居住の用に供されている。

- ・ 乙宅地は、借地権の設定に際して権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。
- ・ 乙宅地は、第三者（地主）が所有しており、平尾さんが2015年9月から建物の所有を目的とする土地の賃貸借契約により借り受けている。なお、平尾さんは、当該賃貸借契約による乙土地の賃借権（普通借地権）の設定に際し、地主にその対価として通常の権利金を支払い、その後は毎年、通常の地代を支払っている。
- ・ 平尾さんは、乙宅地に丙建物（賃貸用アパート）を建築し、第三者（借家人）に適正な賃料で賃貸している。
- ・ 私道は、平尾さんが共有持分1/3を所有しており、通り抜けができる道路として不特定多数の者の通行の用に供されている。なお、この私道には路線価は設定されていない。

**（問題34）**

（設問A）平尾さんの相続により、妻が甲宅地のA部分および自宅建物を取得した場合、妻の相続税の課税価格に算入すべき価額として、正しいものはどれか。なお、相続開始時の平尾さんの自宅建物の固定資産税評価額は15,000千円であるものとし、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

1. 75,750千円
2. 80,880千円
3. 120,408千円
4. 146,760千円

**（問題35）**

（設問B）平尾さんの相続により、長女が乙宅地に係る借地権を取得した場合、その借地権の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、平尾さんの相続開始時の丙建物の床面積等の状況は以下のとおりとし、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

[丙建物の床面積等の状況]

丙建物の総床面積：720m<sup>2</sup>

丙建物の各独立部分の床面積の合計：600m<sup>2</sup>

上記のうち、賃貸されていない独立部分（空室）の床面積の合計：150m<sup>2</sup>

※相続開始前から空室であり、一時的な空室とは認められない。

1. 65,286千円
2. 68,445千円
3. 121,446千円
4. 124,605千円

**(問題36)**

(設問C) 平尾さんの相続により、長女が丙建物を取得した場合、その丙建物の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、相続開始時の丙建物の固定資産税評価額は96,000千円であり、丙建物の床面積等の状況は(問題35)のとおりであるものとする。

1. 72,000千円
2. 74,400千円
3. 78,000千円
4. 83,040千円

**(問題37)**

(設問D) 平尾さんの相続により、妻が私道の共有持分を取得した場合、その私道の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、計算結果に端数が生じた場合、千円未満を切り捨てるものとする。

1. 0円
2. 2,505千円
3. 7,515千円
4. 8,350千円



問9

相続等により取得した財産の相続税評価額に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題38)

(設問A) 2024年10月30日に死亡した妹尾さんが保有していたKA株式会社（以下「KA社」という）の株式（上場株式）2,000株を相続人等が取得した場合、その株式の相続税評価額として、正しいものはどれか。

[KA社の株価の状況]

区分	株価
2024年7月の毎日の最終価格の月平均額	489円
2024年8月の毎日の最終価格の月平均額	499円
2024年9月の毎日の最終価格の月平均額	490円
2024年10月の毎日の最終価格の月平均額	502円
2024年10月29日（火）の最終価格	500円
2024年10月30日（水）の最終価格	478円
2024年10月31日（木）の最終価格	476円

(注) KA社の配当金交付基準日は2024年10月31日（木）であり、2024年10月30日（水）は配当落ちの日となっている。

1. 952,000円
2. 956,000円
3. 976,000円
4. 980,000円

## (問題39)

(設問B) 2024年5月8日に死亡した塩谷さんが保有していた米ドル建て外貨普通預金および外国為替相場の状況は以下のとおりである。この米ドル建て外貨普通預金を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、既経過利子については考慮しないものとする。

[米ドル建て外貨普通預金および外国為替相場の状況]

課税時期現在の預入高	10,000米ドル
預入時のTTS (対顧客直物電信売相場)	1米ドル=125.50円
2024年5月8日(水)のTTB (対顧客直物電信買相場)	1米ドル=153.95円
2024年5月8日(水)のTTM (対顧客直物電信売買相場の仲値)	1米ドル=154.95円
2024年5月8日(水)のTTS (対顧客直物電信売相場)	1米ドル=155.95円

※塩谷さんはこの外貨普通預金について、為替予約は締結していない。

1. 1,255,000円
2. 1,539,500円
3. 1,549,500円
4. 1,559,500円



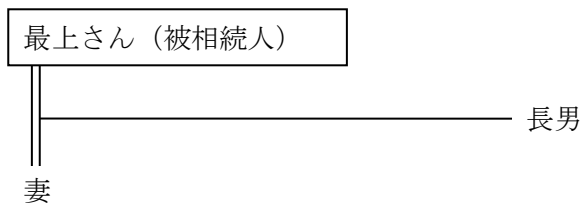
問10

次の設例に基づき、相続税の課税価格等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、国外転出時課税制度については考慮しないものとします。

<設例>

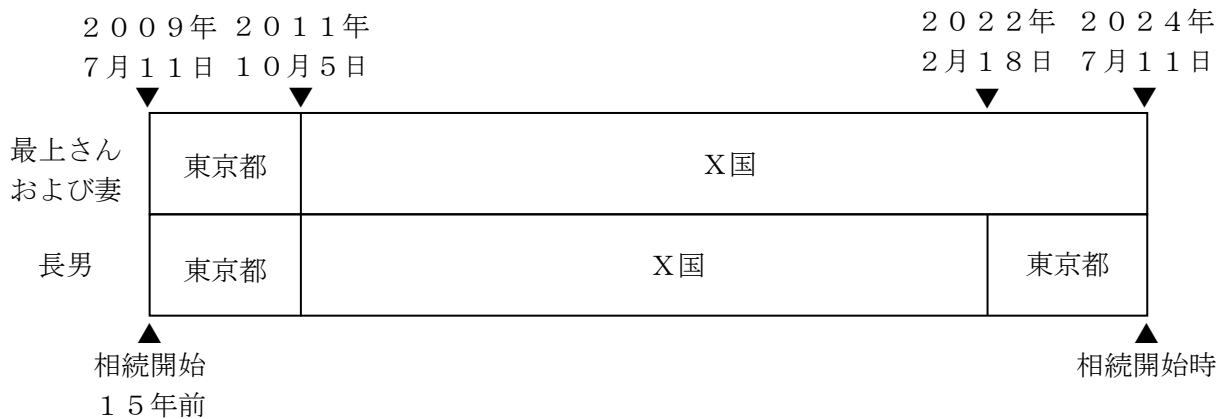
最上大樹さん（以下「最上さん」という）は、2024年7月11日にX国（日本ではない外国）の病院で死亡した。最上さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。

[相続人等関係図および国籍に関する事項]



※最上さん、妻および長男は日本国籍を有しており、日本国籍の有無については、過去に変更はなかったものとする。

[住所地等に関する事項]



※一時居住者に該当する期間はないものとする。

[各相続人が相続により取得した財産等]

相続人	相続財産等	財産の価額	備考
妻	GA生命保険（本店X国）からの死亡保険金（東京支店で契約したもの）	30,000千円	(注1)
	X国所在の自宅の土地・建物	25,000千円	(注2)
	GB銀行（本店X国）東京支店の普通預金	16,000千円	
長男	GC銀行（本店X国）本店の普通預金	8,000千円	
	GD社（本社X国）が発行する株式	15,000千円	

(注1) 財産の価額は生命保険金等の非課税金額控除前の受取金額である。また、死亡保険金に係るGA生命保険の保険契約者および保険料負担者は、いずれも最上さんである。

(注2) 財産の価額は相続開始時の相続税評価額である。

[債務および葬式費用等]

- GD社（本社X国）が発行する株式の購入に係るGC銀行（本店X国）本店からの借入金2,000千円は長男が承継した。
- 最上さんの葬式費用（通常のコスト）2,000千円は、妻および長男が1,000千円ずつ負担した。

[最上さんから各相続人への生前贈与財産]

贈与年月	受贈者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	相続開始時の相続税評価額
2021年8月	長男	GC銀行（本店X国）本店の普通預金	5,000千円	5,000千円
2022年1月	妻	GE社（本社東京）が発行する株式	12,000千円	13,000千円
2023年6月	長男	X国国債	6,000千円	6,500千円

(問題40)

(設問A) 最上さんの相続に係る妻の相続税の課税価格（生命保険金等の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

- 45,000千円
- 47,000千円
- 48,000千円
- 49,000千円

**(問題 4 1)**

(設問B) 最上さんの相続に係る長男の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 26,000千円
2. 28,500千円
3. 31,000千円
4. 31,500千円

**(問題 4 2)**

(設問C) 非居住無制限納税義務者および制限納税義務者に対する相続税および贈与税の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、各規定の適用要件を満たしているものとし、日米相続税条約については考慮しないものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 非居住無制限納税義務者は、障害者控除の適用を受けることができない。
2. 非居住無制限納税義務者が日本国内の土地を贈与により取得した場合、この贈与について、相続時精算課税制度を選択することができる。
3. 制限納税義務者は、配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けることができない。
4. 制限納税義務者は、相続税の延納および物納のいずれもその申請をすることができる。

**(問題 4 3)**

(設問D) 相続税の申告書の提出先等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 被相続人の死亡の時ににおける住所地が国内にあり、相続人が非居住無制限納税義務者である場合、被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長へ相続税の申告書を提出する。
2. 被相続人の死亡の時ににおける住所地が国内にあり、相続人が非居住制限納税義務者である場合、その相続人が自ら定めた納税地の所轄税務署長へ相続税の申告書を提出する。
3. 被相続人の死亡の時ににおける住所地が国内になく、相続人が居住無制限納税義務者である場合、その相続人の住所地の所轄税務署長へ相続税の申告書を提出する。
4. 納税地を自ら定めて納税地の所轄税務署長に申告しなければならない相続人が、その自ら納税地を定める申告をしないときは、国税庁長官がその納税地を指定してその者に通知する。



問 1 1

次の設例に基づき、事業承継等に関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

MA株式会社（以下「MA社」という）およびMB株式会社（以下「MB社」という）の代表取締役社長である明石文彦さん（以下「明石さん」という）は、将来の事業承継および相続対策について検討している。MA社およびMB社に関する状況等は以下のとおりである。なお、明石さんおよびその親族等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、明石さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[MA社およびMB社の状況]

●株主構成

株主	両社役職	MA社		MB社	
		保有株数	議決権割合	保有株数	議決権割合
明石さん	代表取締役	7,000株	70%	1,000株	100%
明石さんの長男	取締役	2,000株	20%	0株	0%
明石さんの妻	—	1,000株	10%	0株	0%
合計		10,000株	100%	1,000株	100%

●資本金等の状況

会社名	MA社		MB社		
資本金等の額	10,000千円		50,000千円		
1株当たりの類似業種比準価額	12,000円		25,000円		
総資産および負債 (課税時期現在)	総資産	負債	総資産	負債	
	帳簿価額	240,000千円	127,150千円	95,000千円	40,000千円
	相続税評価額	245,000千円	127,150千円	100,000千円	40,000千円
1株当たりの配当金額	直前期	年150円(普通配当) 年200円(記念配当)	直前期 年0円		
	直前々期	年100円(普通配当)	直前々期 年0円		

●会社区分等

- ・ MA社およびMB社の株式は「取引相場のない株式」であり、すべて普通株式である。
- ・ MA社の株式評価上の会社規模は中会社（Lの割合0.90）に該当する。
- ・ MB社の株式評価上の会社規模は小会社（Lの割合0.50）に該当する。
- ・ MA社は特定の評価会社に該当しないが、MB社は開業後3年未満の会社等に該当する。

[その他]

- ・ 株式の評価方式については、それが複数あり任意に選択できる場合には、評価額が最も低くなるような評価方式を選択するものとする。
- ・ 1株当たりの純資産価額および配当還元価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。

<純資産価額の算式>

$$\text{純資産価額} = \frac{(A - B) - \{(A - B) - (C - D)\} \times 37\%}{E}$$

A：課税時期現在の相続税評価額による総資産額

B：課税時期現在の相続税評価額による負債額

C：課税時期現在の帳簿価額による総資産額

D：課税時期現在の帳簿価額による負債額

E：課税時期現在における発行済株式数

※「(A - B) - (C - D)」がマイナスの場合は0とする。

<配当還元価額の算式>

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

(注) その株式に係る年配当金額は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額とする。  
また、その株式に係る年配当金額が2円50銭未満および無配のものにあつては、2円50銭とする。

[株主の区分に応じた評価方式]

区分	株主の態様			評価方式	
同族株主の いる会社	同族株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な同族株主がない場合		
			中心的な同族株 主がいる場合		中心的な同族株主
	その他の株主				
同族株主以外の株主				配当還元 方式	
同族株主の いない会社	議決権割合の合 計が15%以上 の株主グルー プに属する株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な株主がない場合		
			中心的な株主が いる場合		役員である株主また は役員となる株主
	議決権割合の合計が15%未満の株主グループに属する株主			配当還元 方式	

**(問題 4 4)**

(設問A) 現時点で、明石さんが保有するMA社の株式500株を長男に贈与した場合、贈与を受けた長男の贈与税の課税価格の計算上、MA社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 11,600円
2. 11,640円
3. 11,785円
4. 11,960円

**(問題 4 5)**

(設問B) 現時点で、明石さんが保有するMA社の株式300株をMA社の役員（明石さんの親族ではない）に贈与した場合、贈与を受けたMA社の役員の贈与税の課税価格の計算上、MA社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 500円
2. 1,250円
3. 2,250円
4. 11,368円

**(問題 4 6)**

(設問C) 現時点で、明石さんが保有するMB社の株式500株を長男に贈与した場合、贈与を受けた長男の贈与税の課税価格の計算上、MB社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 41,575円
2. 58,150円
3. 60,000円
4. 61,850円

## (問題 47)

(設問D) 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」における「遺留分に関する民法の特例」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 本特例の適用を受けるために必要な経済産業大臣に対する確認の申請は、遺留分を有する推定相続人全員の合意があった日から1ヵ月以内に、推定相続人全員で行わなければならない。
2. 本特例の適用対象となる中小企業者は、本特例の合意時点において事業を5年以上継続している非上場会社に限られる。
3. 本特例の適用上、後継者が旧代表者からの贈与等により自社株式と自社株式以外の事業用資産を取得した場合、自社株式について除外合意や固定合意をしているか否かにかかわらず、当該自社株式以外の事業用資産について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額から除外することができる。
4. 本特例の適用上、旧代表者からの贈与等により取得した自社株式の一部を除外合意、残りの自社株式を固定合意というように、除外合意と固定合意を併用することができる。

## (問題 48)

(設問E) 譲渡制限株式等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「譲渡制限会社」は、会社法に規定する公開会社でない株式会社のことをいうものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 譲渡制限会社が議決権制限株式を発行する場合、発行済株式総数に対する議決権制限株式の発行数の割合が $1/2$ を超えたときは、直ちに $1/2$ 以下にする措置をとらなければならない。
2. 譲渡制限株式の発行会社が、譲渡制限株式の譲渡承認の請求を受けた場合、原則として、その請求の日から2週間以内に請求者に対して承認または不承認の決定の通知をしなかったときは、承認をしたものとみなされる。
3. 相続により譲渡制限株式を取得した者に対し、その譲渡制限株式の発行会社が当該株式の売渡請求をした場合の売買価格は、原則として当事者間で協議により決定するが、その請求があった日から20日以内に、裁判所に対し、その売買価格の決定の申立てをすることもできる。
4. 株式会社が譲渡制限株式を発行しているか否かは、当該株式会社の登記事項証明書を取得することにより確認することができる。



**(問題 49)**

(設問F) 事業承継に係る会社法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 事業を譲渡した会社は、原則として、同一市区町村およびその隣接市区町村内において、その事業を譲渡した日から5年間は同一の事業を行ってはならない。
2. 株式会社が事業の全部または重要な一部を譲渡する場合は、原則として、その譲渡の効力が発生する日の前日までに株主総会の特別決議により承認を受けなければならない。
3. 株主総会の特別決議とは、原則として、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要な決議をいう。
4. 株式会社が事業の全部または重要な一部を譲渡する場合において、当該株式会社がその契約の相手方企業の総株主の議決権の10分の9以上を有するときは、原則として、株主総会の特別決議による承認は不要である。

**(問題 50)**

(設問G) 中小企業庁が公表した「中小M&Aガイドライン (令和5年9月)」に基づく中小企業のM&Aに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. デュー・ディリジェンス (DD) とは、主に譲り受け側が、譲り渡し側の財務・法務・ビジネス (事業)・税務等の実態について、専門家を活用して調査する工程である。
2. 中小企業のM&Aでは、簿価純資産法、時価純資産法または類似会社比較法といったバリュエーション (企業価値評価・事業価値評価) の手法により算定した株式価値・事業価値を基に譲渡額を交渉するケースが多いが、類似会社比較法が最も望ましい方法とされる。
3. 中小企業のM&Aを株式譲渡により行った場合には、譲り渡し側の株主である経営者個人の税金については、譲渡益に対する分離課税で課税関係が終了する。
4. 中小企業のM&Aを事業譲渡により行った場合には、その譲渡対価は譲り渡し側である法人に帰属し、益金は法人税等の対象となるが、その後、譲り渡し側の株主である経営者個人に配当または役員報酬で還流をする場合には、経営者個人の所得は総合課税による所得税等の対象となる。